第27回石岡市農業委員会総会会議録

１　開催年月日　令和８年９月10日（木）

２　開催場所　石岡市八郷総合支所　１階　会議室

３　出席委員

１番　水谷　政利	２番　小野　もと子	３番　石﨑　吉男
４番　廣瀬　栄	５番　山﨑　美榮子	６番　飯村　伸一
７番　三輪　正	８番　高橋　浩	９番　萩原　重信
10番　髙野　済	11番　山口　和明	13番　本図　孝
14番　小松　與平		

４　欠席委員

５　事務局　課長　大和田　誠　　係長　山本　茂輝

６　審議議案

議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する許可について

議案第４号　非農地証明願の意見の決定について

議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第１号　農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第２号　制限除外の農地の移動届の報告について

報告第３号　農地法第18条第６項の規定による通知の報告について

報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第５号　農地法第３条第１項第13号の規定による届出について

７　会議の顛末

開　会　　午後２時23分

議長）只今より、第27回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石岡市農業委員会会議規則第６条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第２項の規定により、会議録署名委員には、３番石﨑委員、４番廣瀬委員の２名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、１班、石﨑委員、飯村委員、萩原委員、大塚推進委員、平岡推進委員、２班、小野委員、高橋委員、本図委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、許可することに決定いたします。続いて、２番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号３番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約６アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、３番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号４番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約 106 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、４番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、許可することに決定いたします。続いて、５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います

委員）議案第１号５番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 56 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、５番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、５番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、５番については、許可することに決定いたします。続いて、６番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、６番については、許可することに決定いたします。続いて、７番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号７番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名で約 391 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、７番については、許可しても差し支えないと思われますが、、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。７番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、７番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、７番については、許可することに決定いたします。続いて、８番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号８番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稲及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、８番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、８番については、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います

委員）議案第１号９番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名の兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、９番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、９番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番については、令和８年９月９日付けで、農地法第３条の規定による許可申請の取下願が提出され、取下げとなっています。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名の約 105 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、12 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 13 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名の約 299 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、13 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第１号につきましては、取り下げのあった 11 番を除く、12 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、庭石販売業を営んでおりますが、仕事で使う材料などを置く資材置場や、材料の搬入スペースを増設することで、経営の拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、申請地に庭石が置かれ資材置場として使

用してしまい、始末添付の上申請に及んでおります。よって１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第２号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第１項第４号に当たりますので、第１種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、市外に居住されておりますが、定期的に本市の借地で農作業を行っており、今後も農業を継続するため、農地を購入し農地の一部に自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号２番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一

団の区域内にある農用地区域内農地です。申請内容から、仮設工作物等の一時的な設置の利用に供するため、農地法施行令第４条第１項第１号イに当たりますので、第１種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、戸建住宅建設工事に伴い、工事車両等の通行及び搬出入を行う通路として一時転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、申請地の一部に砕石等が敷かれているため、始末書が添付されております。よって２番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号３番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林、雑種地、高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、休耕地に太陽光発電設備を設置して土地の有効活用を図るため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって３番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号４番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地と判断しました。申請内容から、拡張面積が

既存施設の面積の２分の１を超えないため、農地法施行規則第 35 条第５号に当たりますので、第１種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、隣地の太陽光発電施設用特高発電所を維持管理するにあたり、現在のスペースは狭小で支障があるため、本申請地を転用し、敷地拡張をするべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、本申請地に砕石を敷き、重機の転回及び作業スペースとして使用してしまい、始末添付の上申請に及んでおります。よって４番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号５番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、アパートで妻と生活されておりますが、より良い生活環境の実現のため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。雨水は、雨水浸透桝を設置して宅内処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅内処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって５番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、５番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、５番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第３号の５件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第４号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第４号１番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地として使用され、45 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、１番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第４号の申請は、非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第５号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第１号から第５号についてですが、内容は議案書９ページから 19 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第１号から報告第５号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、報告第１号から報告第５号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 27 回石岡市農業委

員会総会を閉会いたします。

午後２時 52 分　　閉　　会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和８年９月 10 日

議事録署名人

議　長

３番

４番